

第1回 清瀬市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

策定委員会

■ 議事要旨 ■

件 名：第1回 清瀬市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画
策定委員会

事務局：健康福祉部 障害福祉課障害福祉係

開催場所：中清戸地域市民センター 第2会議室

日 時：令和2年10月2日（金） 午前10時～12時

出席者：委員8名

（岩澤 寿美子、奥山 裕司、菊間 英子、富永 健太郎、
長汐 道枝、仁田坂 和夫、橋本 修一、渡邊 誉浩）

欠席者：外山 裕介

会議次第

1. 開会
2. 清瀬市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定委員会について
3. 委嘱状交付
4. 委員自己紹介
5. 委員長及び副委員長の選出
6. 委員会傍聴に関する取り扱い
7. 諮問
8. 議題
 - (1) 3計画の位置づけ・計画策定の基本指針について
 - (2) 計画に定める障害福祉サービスの項目について
 - (3) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（成果目標）の実績報告
 - (4) 障害者計画の進捗報告
9. その他

審議経過

1. 開会

健康福祉部長よりあいさつ

2. 清瀬市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定委員会について
事務局より清瀬市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会設置要綱
について説明

3. 委嘱状交付

机上配布にて、委嘱状を交付

4. 委員自己紹介

各委員・事務局の自己紹介

5. 委員長及び副委員長の選出

清瀬市障害福祉計画策定委員会設置要綱第4条第2項「委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する」ことに基づき、委員長を1名、副委員長を1名互選により選出した。

- ・委員長 富永 健太郎（日本社会事業大学 講師）
- ・副委員長 仁田坂 和夫（清瀬育成園ひだまりの里きよせ 施設長）

委員長及び副委員長より就任のあいさつ

6. 委員会傍聴に関する取り扱い

事務局より委員会傍聴について説明 ⇒ 全会一致で承認

7. 諮問

清瀬市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱第2条「委員会は、障害者福祉計画の策定に関し、必要な事項の検討を行い、原案を作成して市長に報告する」ことに基づき、健康福祉部長から委員長に諮問状を交付

8. 議題

(1) 3計画の位置づけ・計画策定の基本指針について

事務局より説明

【協議内容】

意見なし

(2) 計画に定める障害福祉サービスの項目について

事務局より説明

【協議内容】

副委員長 成果目標の施設入所者の削減について、施設入所者数 50 人の年齢構成を示していただけると、次回以降、意見を出しやすいのではないかと考える。

事務局 次回、資料を提示したい。

(3) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（成果目標）の実績報告

事務局より説明

【協議内容】

委員長 資料5（1）施設入所者について、施設入所を希望する方が増加しているとのことであるが、この現状について説明をお願いしたい。

事務局 施設入所者は平成 28 年度で 50 名。家族の高齢化などにより、入所施設のニーズは今後も高まっていくと考えている。すでに待機者が 10 名程度いることから、施設入所者は 60 人（令和元年度末）よりも増えていくと思われる。

施設入所者の地域移行については、グループホームに入居するか、障害福祉サービスを利用しながら在宅生活するかを選ぶことになる。サービスやグループホームなど、利用できる制度は充実しつつあるが、施設生活が長い方は退所後の生活をイメージしづらく、住み慣れた施設を離れることの心理的負担も大きい。地域移行の話が出て、話が具体化する前に断念されてしまう方もいる。

委員 これから成果目標を検討するにあたり、施設入所を希望される方が増えているという現状は議論の出発点である。その上で、地域生活が可能であるか考えていくことが重要である。

副委員長 精神障害の方の退院促進について、全体把握はできていないと記載されている。入退院の状況は流動するため細かい分析は難しいかもしれないが、ある時点でどのような方がどの地域のどの病院に入院されているという大まかな情報から全体が見えてくると考えている。

知的・身体の施設入所者についても、数字だけ見て多いか少ないかの議論をするのではなく、施設入所者 50 人の生活や障害の実態を明らかにすることで、より実態に即した目標値が見えてくると思う。

委員長 精神病床における早期退院率について、「精神障害者の地域生活への移行・定着を支援する相談支援体制を充実させる」と目標設定している。体制を充実させることができたのか、進捗状況について説明をお願いしたい。

事務局 地域生活支援センターや精神科病院と連携して退院支援を進めている。新しい仕組みの構築や、既存の体制強化には至らず、従来通り個別支援に専念している。

委員長 「相談支援体制を充実させる」については今後も継続して検討していくものとする。

委員 精神障害の方の退院促進に関連して、清瀬市民でも市外の病院に入院されている方もいる。退院後の生活拠点をグループホームにする場合、清瀬市内のグループホームだけで迎えるのは難しいと考える。他市でグループホームに空きがある場合、紹介等は行っているか。

事務局 全国一律の制度であるため、他市のグループホームであっても入居は可能である。ただし、遠方の病院から遠方のグループホームに退院となると、清瀬市の支援機関による支援が手薄になりやすい。そういった意味ではなるべく近い方が良いと考えている。他市のグループホームの空き状況など、情報提供いただければ活用したい。

委員 補足として、市外に入院されている方の退院支援については、都事業の精神障害者地域移行促進事業で圏域別にコーディネーターを配置し支援してくれる仕組みもある。

清瀬市民が市外に入院されている場合、地域移行支援の支給決定を受けて入院している病院まで訪問するケースもあれば、病院所在地自治体内の地域移行事業所が関わりを持ち対応することもある。

委員 精神障害の方が地域に戻った後、再入院させないための取り組みなどはあるか。

事務局 再入院させないために、訪問看護、地域定着支援などの福祉サービスにより、できるだけ病状を安定させる支援をしている。

(4) 障害者計画の進捗報告

事務局より説明

【協議内容】

副委員長 今日の意見にもあったように、今後も地域の中でどのように障害者を支えていくかについて議論されていくと思うが、この場では個別検討ではなく、包括的な議論が必要であると考えている。市の支援体制を包括的に考える上で、地域生活拠点等の議論もしていくと良いのではと考えている。あわせて、施設入所者などの基礎データ

を明確に示していただければ、清瀬市で現実的にやれること、やれないことを議論できるのではないかと考えている。

委員長 包括的な計画であり、個別事案について触れることはできない中で、それでも地域で生活している方々を具体的に把握した上で協議していかなければならない。

委員 資料5の「重症心身障害児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」に関連して、家庭には訪問看護師等を派遣していると思うが、放課後等デイサービスなどの通所サービス事業所にも看護師等の派遣を行っているか。

事務局 市の事業として派遣してはいないが、放課後等デイサービス事業所に看護師を付け、加算を得る仕組みはある。それでも、医療的ケア児の受け入れができる事業所は限られている。市内に新規参入したいと打診してくる法人に対して、医療的ケア児の受け入れを要望しているが、前向きな回答は得られていないのが現状。

委員 医療的ケア児を家庭だけで養育するのではなく、より広い地域で支えることで、家庭の負担を少しでも軽減して、社会参加ができるような形になることが好ましい。

委員 災害時や緊急時の障害者支援は喫緊の課題だと思うが、この計画に盛り込む予定はあるか。

事務局 障害福祉計画は日常的な福祉サービスの需要を検討するものであるため、非常事態対応を定める計画ではない。しかし、暮らしの中で欠かせない視点であることは認識しているので、より巨視的な視点で言及できるか検討したい。

委員 施設入所者数だけが明記されているが、入所せずに地域で生活している方々も多い。「施設からの地域移行」ではなく、そもそも施設に入所せず地域で暮らせるような支援を掲げることができるか。

事務局 地域生活のための資源としてグループホームがある。障害支援区分が5～6の重度障害者でも受け入れられるような体制整備などを検討することは可能であると考えている。

委員 施設からの退所後について、夜間の訪問介護事業所が少ないと感じている。地域移行してみたいが不安と感じている方もいるので、一定期間のトライアルのようなものがあれば行きやすくなるのではと考えている。地域移行したくてもできない理由を把握すれば、問題解決に向けた具体的な検討が行えるのではないかと。

委員長 数値目標を検討するにあたって、その数やニーズなどのデータを出していただいた方が議論しやすいので、次回以降、資料があれば事務局で提示していただきたい。

9. その他

次回委員会は令和2年10月23日、中清戸地域市民センターで開催することを決定

閉会